

## 第91回接続委員会 議事概要

日時 平成19年4月24日(火) 13:00~15:00  
場所 901会議室  
参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、  
佐藤委員、直江委員、藤原委員  
総務省 桜井電気通信事業部長、谷脇料金サービス課長、  
二宮料金サービス課企画官、  
片桐料金サービス課課長補佐、  
白井料金サービス課課長補佐、事務局

### 【議事要旨】

1. 諮問第1165号(平成19年2月26日)に対する情報通信審議会答申(情審通第36号)及び当該答申を踏まえた制度見直しについて(報告)
  - 総務省から報告が行われた後、質疑応答が行われた。
2. 平成20年度以降の接続料算定の在り方について
  - 総務省から諮問内容について説明が行われた後、審議が行われた。
  - 本件については、5月22日から電気通信事業部会と合同で事業者ヒアリングを開催することとした。

### 【主な発言等】

1. 諮問第1165号(平成19年2月26日)に対する情報通信審議会答申(情審通第36号)及び当該答申を踏まえた制度見直しについて(報告)

相田委員 P3の補てん対象額が増えていくのはNTSコストの付け替えが要因になっているのか。

総務省 そのとおり。

相田委員 平成20年度以降は増えないという認識でよろしいか。

総務省 基本的にはそのような傾向になると思われる。

佐藤委員 P2の図だが、光ファイバ等にユーザが移っていくとPSTNの加入者回線数が減ると思うが、モデル上のコストが変動することはあり得るのか。また市場の変動もある程度予測できるのか。

総務省 光ファイバ等にユーザが移行していくと、ユニバーサルサービスの補てん対象になっている4.9%に該当する全体コストも共に減っていくことになる。一方、一回線あたりの加入者回線コストについては局舎によってまちまちであり、一概に

増減傾向について申し上げることはできない。

酒井主査代理 N T Sコストの付け替えがなかったとすれば、加入者回線の減少により、一回線あたりの加入者回線コストが高まるが、割る分母の値は他のサービスも含めているので、一概に補てん対象額の増減を論じることはできないだろう。

直江委員 低コスト地域のユーザが抜けていけば平均費用は高くなる。

総務省 一回線あたりのコストと総コストとのバランスの問題であると思われる。

佐藤委員 消費者の負担が増えないように合理的な対応を期待する。

## 2. 平成20年度以降の接続料算定の在り方について

### 1. 新たなLRICモデルの評価

佐藤委員 IP網との関わりが大きいと考えていて、現行投資コストについて、実際費用で古いネットワークとIP網と分けて見られるのか。

総務省 現在あるネットワークは大きく音声系とデータ系に分けられる。例えばフレッツ網はデータ系に分けられている。今後NGNの扱い等については現在開催されている「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」において検討していただいているところ。

佐藤委員 NGNの投資額を実際費用で見るとは難しいのか。

総務省 接続料を算定するというのであれば、会計上不明なことであっても投資の部分では見ることはできる。

東海主査 日常の記録の中から把握するべきか否かについては研究会において検討中である。

相田委員 L R I C研究会報告書のパブコメにおいて出された意見はどのようなものだったのか。

直江委員 方向性のような意見はなく、極めて技術的な議論に終始していた。

総務省 具体的には7件出ており、「光ファイバの耐用年数は、実態に合わせた耐用年数の推計方法にするべき」、「推計方法の詳細を明らかにし、検証可能にすべき」、「新規投資抑制をモデルに織り込むことは限界がある」、「交換機設備の維持延命に伴って発生するコストをモデルに反映すべき」、「固定電話市場の縮小に伴う交換機投資単価の上昇をモデルに反映すべき」、「データ系サービスについて提供実態を反映すべき」、「ドライカップ設備に対する費用配賦ロジックの追加に賛同」といった意見があった。これを踏まえてLRIC研究会の中で考え方を整理した結果、モデルの内容については変更しない結論となった。

東海主査 その結論については理解できる。LRIC研究会はあくまでコストリングの議論をする場であり、プライシングの議論についてはこの接続委員会において行うべきであると考えている。

直江委員 L R I Cモデルが最初に作られた当時、局舎の扱いについては、統廃合等

によって構成が変わり、それに伴ってコストも大きく変わる可能性があることから、増分費用をできるだけ少なくするために最初に共通した大きな局舎を構築し、それを僅かずつ調節していくという発想が作られた。このとき、局舎が縮小されていくことを想定して構築すれば良いという意見と、それでは現行のサービスが提供できないのではないかという議論があった。今回のLRIC研のパブコメにおいて、これから局舎が集約されていく中で、基本的なコストが変わってくるのではないかという意見があると想定していたが、そのような意見は一切なかった。そのためにはプログラムを根本的に変えなければならず、そのための膨大な作業を考えると難しいと判断したのかもしれない。

酒井主査代理 電話のIP網が確立されていくと局舎の位置も変わってくるかもしれない。それを反映させることになると、LRICモデル自体も構築し直す必要が生じる。

佐藤委員 局舎の位置はこれまで変えてこなかったのか。

総務省 変えていない。

直江委員 地域ごとのロジックを大幅に見直す必要が生じる。

佐藤委員 モデルを作り出して10年近く経過しているのです、実態もかなり変わっているのかもしれない。

佐藤委員 モデル上、都道府県単位で分けてモデルを構築しているが、東西という個性がどの程度モデルに反映されているのか。例えば、投入価格は都道府県毎に算出しているのか。

総務省 一部そのように行っている。

佐藤委員 効率化係数を一律に適用していることによって東西の経済的特性を見えなくしているのではないかと。1次モデルの頃は都道府県別に接続料が算定できれば問題ないという認識で作成していた。ところが、2次モデルになってユニバーサルサービスの問題が生じて東西を意識するようになった。

東海主査 LRIC方式以外の算定方式についても議論の可能性として言及しているが、ここで違った方式が結論として出された場合にはこの議題の取扱い方についてはどうなるのか。

総務省 この議題はあくまでもLRIC研究会報告書において提案された第4次モデルを平成20年度以降の接続料算定方式に適用すべきか否かという議論なので、例えば第4次モデルより実際費用方式の方が望ましいという結論が出されれば、そちらを適用するという可能性としてはあり得る。

酒井主査代理 IP網LRICを構築する際に気になる点は、LRICはそもそも下限を示すものであるはずなのに、昨今の議論の中では上限として扱われている節があること。LRICのコストより下回ることが望ましいという雰囲気が強まっている。

佐藤委員 LRICは、現在一から構築しているもので設備を構築するので、コスト構造に関して言えば、現在に近い。他方、LRICによるネットワークは実態に即

していない面もあり、昨今の合理化により実際費用とLRICの逆転が生じている。そういう意味ではLRICが高く出る部分もあり、低く出る部分もある。ネットワークの上位レイヤーについてはかなり多くの事業者が所有しているため、コストが比較可能であり、フォワードルッキングが有効であり、精査し易い。それに比べてネットワークの下部分は、代替的な事業者が存在しないため、なかなか望ましいフォワードルッキングが見つからないので、必ずしも理想的なネットワークコストになっているとは限らないので、逆転現象が生じる。

相田委員 穴を掘ったり、線を引いたりするコストについてはこれからコストが上昇局面にあるので、LRICの方がコスト高になることがあり得る。

佐藤委員 NTTの工事は、所によっては短い距離で実施しており、単価が高いケースがある。

東海主査 効率化を想定することはある程度需要が安定的である必要があるが、現状のIP化の流れの中では想定不可能ではないか。

佐藤委員 ネットワーク同士をIP網でつなげると、今の交換機でつないだ時の秒課金といったものと同じ料金の概念が通用するのか。

相田委員 いわゆるパケット通信でのデータ通信があるが、電話の場合は品質保証をしなければならないということがあり、回線交換のようにパケットが流れなくても料金を徴収するといった料金体系が求められるのかもしれない。そもそもNGNでトランスポートが一つだけなのかなど、詳細が分からないので何とも言えないが。

総務省 NTTは中期経営戦略において、2010年の段階で光ファイバ3000万加入を謳っているため、その段階でもPSTNとIP網は併存している。2010年の段階でNTTがPSTNの扱いをどうするのかということが求められてくる。従って、現時点では併存を前提に議論することになるだろう。

東海主査 併存する中でLRICというバーチャルなネットワークを想定することが果たして望ましいのか。

総務省 プライスキャップの議論を行った時に効率化係数の扱いについて議論になった。その際にPSTNからIPへどのようにマイグレートしていくのかは想定できなく、そのような状況下では効率化係数がポジティブにもネガティブにもなり得るということで、プライスキャップにおいてはスタティックな市場を想定することにして効率化係数の算定を行った。そういう意味では接続料も同様であり、マイグレーションの中でマーケットの一つを見ていくのは非常に困難であるというのが当方の認識である。

酒井主査代理 トラヒック帯域を固定電話用に用意しておくということであれば既存の考え方で問題ないと思うが、用意しておくということではなく、優先度を上げるだけということになると、ある所のトラヒックが多くなった場合には、他にしわ寄せがいくということになり、トラヒック自体はそんなに多くはならないだろう。他方、通信呼ごとに課金すべきという意見もあるだろうが、現段階では何とも言えない。

## 2. N T S (Non Traffic Sensitive) コストの扱い

相田委員 前回の整理から一番変わった点は、ユニバーサルサービス制度が始まって全国の事業者がユーザに課金するようになったことであるが、今回は基本料等委員会と並行して議論したが、今回はユニバーサルサービス委員会と並行して議論していくのか。あるいは基本料の在り方については踏み込まないのか。

総務省 ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の見直しについては、先ほど報告したとおり、ユニバーサルサービス委員会で調査していただく予定。平成17年にユニバーサルサービス制度に関する答申をいただいた際には、現行の算定方式に当たっての現状認識として、ドライカップを使った直収電話が今後伸びてきて、基本料部分も含め今後競争の対象になっていくことも念頭に置きつつ、基本料の在り方や東西格差についても議論があった。現時点においては、直収電話も伸びてはきているが、むしろIP電話へのマイグレーションが顕著になりつつあり、これにより従来の電話市場の競争圧力がやや鈍化してきている。現在の級局別格差をある程度前提としつつも、今後のユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方式について見直すにはどうしたら良いのか、というところに力点が置かれるだろう。

佐藤委員 光ファイバになると級局別や事業別という概念はなくなるのか。

総務省 なくなる。

直江委員 L R I C研究会とは違って、実際の社会とどのように折り合わせるのかということについても議論が必要だろう。

東海委員 ご指摘のとおりであって、事業部会においてユニバーサルサービス委員会と何らかの形で議論を交差させていただきたい旨要望している。

酒井主査代理 N T Sコストの5年間の段階的移行は、論理的な結論ではなく、試算した結果妥当であるという判断に基づくもの。

佐藤委員 プライシングの議論においては、公正競争の観点と消費者利益の観点を踏まえていただきたい。N T Sコストの段階的移行もこの2つの観点から踏まえて得た結論。

相田委員 平たく言えば、接続料もユニバーサルサービス制度の補てん対象額も下がるということになれば、どこかの時点でN T T東西は基本料の値上げを余儀なくされるが、このための軟着陸の方法も考えなければならない。

佐藤委員 基本料については、ここで議論すべきこともあれば、N T T東西の経営判断によることもある。

佐藤委員 ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の上昇はN T Sコストの移行によるものか。

総務省 それもあるが、その他に公衆電話によるものもある。

佐藤委員 N C Cから見れば、本来接続料で回収すべきではないコストを接続料で回収してきたのはおかしいという主張で、それを段階的に解消するという点で妥協したという話になるだろう。N T Tも言い分があるだろうし、難しい。

直江委員 現在の問題は、ユニバーサルサービスの補てん対象額をユーザが支払っていることにある。接続料の低減にも関わらず通話料は下がらず、しかもユニバーサルサービス料を請求されるのはおかしい、という話になる。消費者にとっての負担増をどのように解消するのかという点も考えるべき。

総務省 現行のユニバーサルサービスの補てんに関連した通話料の値下げについて、少なくともNTT東西は固定発携帯着の通話料を下げている。

東海主査 接続料はそれを通話料にどのように反映させるのかという点だけではなく、様々なところに影響が及ぶ。それがどのような形で影響していくのかについては注視する必要がある。

佐藤委員 競争の結果ユーザにも恩恵がもたらされているということについても周知する必要があるのではないか。

相田委員 ユニバーサルサービスの補てんをしようがしまいが、トータルのコストは変わらない。固定料金分なのか、従量料金分なのかがなかなか分かりづらい。

総務省 ユニバーサルサービス制度の見直しに当たり、各事業者が現行の制度に基づき経営を進めてきている点も理解しているところ。具体額が同じであるということも重要な要素ではあるが、市場環境の変化というものを同時に考える必要がある。今NTSコストを抜くことで接続料は減少しているが、PSTNからIPへマイグレートしていく中で、今後とも電話の接続料を下げ続ける政策を考えるのか否かについては議論の対象になり得る。NTSコストの扱いについても同様に市場変化を見て判断する必要がある。

佐藤委員 普通の企業であれば、既存のもので儲けておいて、新しいビジネスに投資する。しかし、電気通信市場のルールの下では、電話からIPに補てんすることが認められていない。ただ、実際にはIP網はゼロから構築しているものではないので、お互いに経済効果をもたらしていることにはなるのだが。

総務省 通常の財・サービスの場合は、ある財・サービスが売れなくなってくると、段階的に縮小して、別の新しい財・サービスに資源を集中させることができるが、通信ネットワークの場合は、ユニバーサルサービスの関係で、既存のネットワークを維持しながら、新しいネットワークを構築していかなければならないという問題がある。既存のネットワークを縮小できないという点は市場原理とは違う点である。

佐藤委員 残すべきものがサービスであるとすれば、既存のネットワークを残すのではなくて、サービスを残す方向性で検討はできないのか。例えば田舎であれば、固定電話の代わりに携帯電話でサービスを保証するといったように。

酒井主査代理 光化した段階で、そのサービスが低廉化すれば何の問題もない。

総務省 ネットワークとサービスを分けるという概念について、サービスに同等性があるのであれば、ネットワークを入れ替えても良いという考え方はあり得る。そのために「ユニバーサルサービスの将来像に関する研究会」において議論を行っているところ。

### 3. 接続料算定に用いる入力値の扱い

直江委員 通信量のトレンドについて如何。

総務省 P19が本年1月までの通信量の変化の動向を示す資料であるが、例えば通信時間で言えば、直近は変化率が-10%程度で安定しているようにも見える。6月中にもう少し新しいデータも用意したい。

佐藤委員 トラヒックが安定してくれば問題はなくなってくるはず。

相田委員 P19のトラヒックはP7の「固定発信」と対応しているのか。

総務省 P7は発別で全体のトラヒックを調査したものであり、P19はNTTの電話網内を経由したトラヒックを示している。

#### 4. 接続料における東西格差の扱い

直江委員 都道府県別に格差を調査したら、東京と大阪は同じ料金水準なのは分かるが、何故大阪と北海道が同じ料金水準なのかと言われるだろう。

相田委員 格差を入れるのであれば、東西それぞれのエリア内でも料金格差を設ける必要がある。

直江委員 以前都道府県別に料金を設定したら2倍以上の格差が生じたと記憶している。その時には均一料金とするべきとの結論になった。

佐藤委員 モデルをチェックする際には試みに都道府県別に料金を設定することは良いかもしれない。また、現行モデルは集合的に料金を設定することに適したものになっており、あまりブレイクダウンすると現実との乖離が生じてしまうかもしれない。競争政策の観点からこのような検討は必要。ただ一般的な公益事業、ガスでも電気でも営業区間内は均一料金であったと思うが、調べて欲しい。格差を設けるとすれば、まず最も料金が低廉な地域から設定し、その後追加コストとして周辺の料金を設定するという考え方もあり得るが、なかなか理解は得られないのではないか。

直江委員 料金の地域格差については90年代初めのヨーロッパでも議論があった。その結果地域格差を設けることは否定された。その際の理由としては、コスト差はあるのかもしれないが、どの境界線で料金格差を設ける点で恣意性が出てしまうということであった。フランスにおいては、県毎に設けようとして失敗し、ドイツにおいては、細かく料金格差を設けようとして失敗し、イギリスにおいては、議論はあったが、民営化後に内部相互補助によって均一料金を維持していくということで方針が固まった。他方、アメリカの場合はニューヨーク大都市圏とそれ以外で異なる料金を設定している。従って一概には言えないが、文化の違いなのかもしれない。日本は地域別に格差を設けることについてまだやったことがなく、市場の成長が優先であるから格差を設けるべきと説明はできるのかもしれないが、それが本当に社会にとって望ましいのかについては分からない。コストが違うから料金に格差を付ける、という考え方はまだ受け入れられないのではないか。2010年までにNT

Tは光ファイバ3000万を謳っているが、サービス区域でいえば、大都市・中都市だけで達成してしまう。これを例えば4500万に伸ばすとなるとコストは3000万まで伸ばしたのと同程度かかり、更にそれを5%伸ばそうとすればコストは更にその2倍かかり、更に5%伸ばそうとすればコストはその更に4倍かかる、といったような構造がある。公益事業だから均一料金にしなければならない、ということではないが、電話は均一料金の文化であるという考え方がまだ強いのではないか。

藤原委員 JRに関して言えば、会社別に料金体系は異なっているし、各社別に地域毎に異なる料金が設定されている。

相田委員 都道府県別だと割り振り過ぎな気もする。料金格差によって住民が引っ越してしまうと言った効果もあるのではないか。

酒井主査代理 同じ会社なのに異なるエリア間で料金が異なるのはおかしいと言う国民もいるのでは。他方、東西別会社なのに何故同じ料金を設定しているのかという議論もあるだろう。

佐藤委員 東西で接続料が異なれば、通話料においても格差が生まれるのか、この点についても議論していきたい。

総務省 平成17年度以降の接続料算定の在り方の議論とは異なるのは、ユニバーサルサービスの範囲が変わり、市内通話が外されたことがある。とはいえ、依然市内通話が社会経済的に影響力を有することは踏まえる必要がある。また、アメリカについては、直江委員指摘のとおり、1000以上の事業者がそれぞれ異なる料金を設定している。

## 5. 新モデルの適用期間

相田委員 2の議論と連動すると思われる。

直江委員 2010年に電話の半分がIPに変わるという話があったが、大小が逆転してからでも遅くはないのでは。

佐藤委員 次のモデルを作成することを踏まえると3年は必要。

東海主査 この問題をあまり長く放置しておくのも問題であるから、2年とすることもあり得るのでは。

直江委員 PSTNをいつまで維持するかということが一つの観点になるだろう。

相田委員 IP電話の接続料についてもいずれ議論が必要であるが、まだ分からない、というのが現状。長期的な展望が見えてくるのは5年くらい先になるのでは。それまでは暫定的なモデルを利用せざるを得ない。

## 6. 新モデル適用期間後における接続料算定の在り方

相田委員 2010年から更に数年経過した時点でないと議論はできないだろう。

東海主査 次回LRICモデルの修正においては継続性という観点とIP網をどのように取り込むかという観点が重要になる。

佐藤委員 プライスキャップ型もあり得るが、初期値と年間の効率化係数が分かれば算定できるが、長く利用しているとコストから乖離していく。

東海主査 LRICモデルとの組み合わせもあり得るかもしれない。

以上